

# 【資料3】第10期計画策定における分科会等について

## これまでの計画策定部会

### 専門分科会

- ・ 審議会で議決を得られる。
- ・ 定足数を満たす必要がある。

【構成員】 20人

集中的かつ効率的に審議を進めるため  
計画策定部会を設置

### 計画策定部会

- ・ 審議会で議決を得られない。
- ・ 定足数を満たす必要はない。

【構成員】 14人  
(13人が専門分科会委員)

現状から計画策定プロセスを効率的に実施する案

## 【案】

### 専門分科会

- ・ 審議会で議決を得られる。
- ・ 定足数を満たす必要がある。

【構成員】 20人 + 1人（特別委員）

### 計画策定部会を吸収

#### 【現状】

- ・ 毎年度のPDCAにより、専門分科会で計画の進捗管理が進められていることに加え、認知症施策推進会議や医療・介護連携協議会等の会議体の意見を反映させることで、専門分科会委員の計画内容の理解が高まり、計画策定時に部会を設置し、集中的かつ効率的に審議する必要性が低下した。
- ・ 第7期計画策定以前と比較して、ZOOMでの会議開催を導入することにより、委員の出席可能日の幅が増えたことで、開催日調整等の事務局負担が軽減し、効率的な会議運営が可能となった。

#### 【課題】

- ・ これまでの計画策定部会の運用では、多くの委員が重複しているにもかかわらず、調査審議した内容について、改めて、専門分科会で議決を得る必要がある。

#### 【改善による効果】

- ・ 委員全員がすべての計画策定に関する協議に参加できる。
- ・ 部会で協議した内容を分科会で審議する必要がなくなり、委員の負担軽減となる。